

堺市教育委員会会議における子育て・教育

北川 邦一

本稿は、2019年の「堺市教育委員会会議録」(注1)の閲覧によって、子育て・教育に関する重要と思われる議事内容の要旨を紹介する。9月6日の第10回会議録は10月12日現在「準備中」とされており、19(平成31・令和元)年1月18日第1回から8月9日第9回会議録までである。要旨は、内容変更しない限りで丁寧な表現を「である調」にするなど、簡略化している。なお、年号表記は、以下、原則として、西暦下二桁としている。

(1) 第1回会議 全国学力・学習状況調査への参加

堺市教育委員会(以下、「市教委」)19(平成31)年1月18日の同年第1回会議は、「平成31年度全国学力・学習状況調査への参加」を議案とした。文部科学省(以下、文科省)が、「平成31年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」(注2)によって「平成31年度全国学力・学習状況調査」(児童生徒調査は4月8日実施)を「学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等……の協力を得て実施する」としたことに応ずるものであった。

後藤由枝・学校指導課長は、議案の説明において、「中学校英語調査のうち『話すこと』調査に限り、特例的な措置を設けるとのことでした。内容につきましては、各自自治体が各学校のICT環境の整備状況等を十分踏まえたうえで、設置管理者の判断により、学校単位で『話すこと』調査を実施しないことができるが、それ以外の要因による未実施は認めないということでございます」「国が義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から全国的な調査を実施すること、調査結果を公表し、また、調査結果の個票データ等を児童生徒個人、学校、設置管理者の特定につながらないように配慮したうえで大学等の研究者や国等の行政機関の職員に貸与し、学校教育の改善・充実に役立てることは有意義であり、本市の教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることができることから、本調査に参加したい」と述べた。説明に対する意見・質問としては、大島幸恵委員が「調査結果を今後の教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるという趣旨・目的であることから、本調査への参加には賛成」だと述べたうえで、保護者への調査の趣旨の周知徹底を求めるとともに、「新学習指導要領への移行に伴って知識・技能等を問うA問題と活用等を問うB問題」が一体化されるにあたっての対応の予定を尋ねた。後藤課長は、誘致に努めるとともに、「知識・活用を一体的に問う調査問題に変更になることにより、平均正答率等については教科として集計されますが、堺市独自でこれまでのA問題、B問題に相当する部分について別々に平均正答率等を提示するなど、工夫をしてみたい」と答えた。

本議案は、異議なく原案の通り可決された。

(2) 第2回会議 19年度教育委員会所管の教育費予算等の市長の意見聴取の報告

市教委は、2月13日の平成31年第2回会議において、平成31年度堺市一般会計予算、平成30年度堺市一般会計補正予算、堺市立みはら歴史博物館条例の一部を改正する条例について、市長からの意見聴取について一括して議題とした。

これについて、安野勝総務課は、報告第3号から第5号には、平成31年第1回市議会(定例会)に提出する議案に関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたものであり、これら3件には、教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項に基づき、報告第3号及び第4号には平成31年1月29日に、報告第5号については平成31年1月31日に、それぞれ教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めるものである、と述べた。

そして、報告第3号市長からの意見聴取(平成31年度堺市一般会計予算)について、次の説明をした。

平成31年度当初予算の概要は、市一般会計は約136億円増加の4,320億円、教育費は約42億円増の665億1,813万円となっており、構成比は昨年度から0.5ポイント増の15.4%となっている。

平成31年度に新たに予算化を行う債務負担行為は、複数年の事業を実施するにあたり、2年目以降の予算をあらかじめ確保するものであり、内容としては、学校園建設に関する事業に係るもののほか、複数年契約について消費税率の改正に対応するためのものである。

教育委員会所管の教育費予算の約42億円増について、予算の性質別に説明すると、主な増減要因としては、物件費は、小学校でのプログラミング教育への対応や中学校への教育用タブレットの全校整備に伴うもの、扶助費は、

就学援助の学用品費等について国に合わせて支給単価を改定するためである、建設事業費は、原山ひかり小学校再編に伴う施設整備の進捗や校舎改築工事経費の増加、また文化観光局において百舌鳥古墳群の史跡公有化経費を計上したことが主な要因である、と。

続いて、平成31年度当初予算における項別増減の項別の主な増減要因としては、小学校費の約30億円の増は原山ひかり小学校再編など建設事業費の増であり、教職員人件費約9億9千万円の減は定年退職者の減少に伴う退職手当の減である、と。

さらに、平成31年度当初予算における重点取組の予算計上額について、順に説明した。

1項目めの「『総合的な学力』の育成」は、○「英語教育に係る指導体制の充実」について、1億8,000万円計上、○2020年の小学校新学習指導要領の完全実施を見据え、小中学校に配置しているネイティブ・スピーカー小学校3、4年への配置を、現在の年間3時間から7時間に拡充する、○「学校図書館教育の充実」に8千万円計上する。予算としては平成30年度と同様の内容である。今後も、中学校での学校司書配置の成果を検証し、学校図書館教育の充実に取り組む。○「マイスタディ事業の効果的な取組推進」に1億6千万円計上する。予算としては平成30年度と同様の内容である。モデル校14校で実施している土曜マイスタディ事業は、平成31年度は2年契約の最終年に当たる。今後、多くの生徒が受講できるよう、効果的な実施方法について検討する。○「子どもへの支援体制の充実」として、公立幼稚園について、公立としての責任を基礎として、そのあり方を検討するため、新たに(仮称)幼児教育推進懇話会を開催するにあたり、10万円計上する。○特別な支援を要する児童・生徒への支援として、支援学級付き介助員や医療的ケアを行う看護師の必要数を配置するため2億4千万円計上する。

2項目め「豊かな心と健やかな体の育成」について、1億円計上する。いじめや不登校などの教育課題への対応のため、小学校に配置するスクールカウンセラーを3校拡充し、22校に配置する。また、スクールソーシャルワーカーについて、区担当を1人増員し、派遣型と合わせて9人体制とする。

3項目め「学校力・教師力の向上」について、7千万円計上する。探究的な学びについて指導力向上を図るため、デベロップメントプログラム研修を予算として新たに計上する。また、教育課題研究支援として、学校園として研究を進める教職員への支援策を継続する。

4項目め「家庭・地域とともに教育を推進」に、2億2千万円計上する。

5項目め「よりよい教育環境の充実」について、学校教育ICT化の推進として、4億円計上する。新学習指導要領で必修化される小学校でのプログラミング教育を円滑に進めるため、教材整備や教員研修に取り組む。また、教育用タブレットについて、平成31年度は、新たに全校分を予算措置する。今後、タブレットのより効果的な活用方法の開発を進める。また、優先度を踏まえた教育環境の整備として、平成29年度から10年間計画の小中学校のトイレの改善を、平成31年度は予算として4億5,000万円計上する。

以上の説明は、市教委会議において、異議なく承認された。

3月2日の平成31年第3回堺市教会議は、人事についての秘密会であったので、これ以上、言及しない。

(3) 第4回会議 堺市立学校園に対する指示事項、堺市教員育成指標の一部改定

堺市教育委員会の19年第4回会議は3月15日に開催された。

(a) 堺市立学校園に対する指示事項

第4回市教委会議で、中谷省三教育長は「平成31年度堺市立学校園に対する指示事項について」報告し、同件は、平成31年度の各学校園における取組の指針として示すもので、教育重点目標を「社会とつながり未来を切り拓く学校教育の実現」と定めた、と述べた。松下廣伸学校教育部長は、これについて、以下の大要の説明をした。

同指示事項は、各学校園における教育課程編成の基盤となるものであり、各学校園の教育目標、教育計画などの作成に向けて全教職員に対して周知するものである。

「第2期未来をつくる堺教育プラン」の策定から3年が経過した。プランの実現・具現化のため、習得・活用の学習過程に加えて「探究的な学び」を実現させる授業改善や、家庭学習習慣の定着の取組等により、自ら学ぶ力を含む「学びの基礎力」、問題解決力や社会参画力からなる「社会的実践力」の育成において学力調査等の結果から着実に成果が見られる。

新学習指導要領では、これからの学校教育において、予測困難な時代に、一人ひとりが持続可能な社会の担い手として、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力の育成が示されている。また、本市においても平成30年6月に「SDGs未来都市」として選定され、SDGs(国際社会全体で取り組む17の持続可能な開発目標)の達成に向け取組を進めている。新しい時代に求められる資質・能力を育むためには「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、教育活動において連携・協働しながら、各学校園が「社会に開かれた教育

課程」を実現していくことが重要となる。各学校園において、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を明確にし、教育課程を軸に、学校教育の改善・充実の好循環を生み出すカリキュラム・マネジメントを全教職員で推進していかなければならない。そこで教育重点目標を「社会とつながり未来を切り拓く学校教育の実現」と定めた。本指し事項については、3月末に冊子で全学校園に配付するとともに市教育会ホームページに掲載する予定である。

以上は、報告事項であり質疑・採決は行われなかった。

(b) 堺市養護教諭及び栄養教諭の育成指標の一部改定

第4回会議では、中谷省三教育長は、ほかに「堺市教員育成指標の一部改定について」を議題とし、富岡重幸教職員人事課参事が下記の説明をした。

堺市教員育成指標は、平成29(2017)年4月の教育公務員特例法の一部改正に伴い、学校園の管理職及び教員の資質の一層の向上を図るため、堺市教員人材育成基本方針に基づき、平成30年3月に策定した。今回の改定は、専門性の高い養護教諭及び栄養教諭について、別途、育成指標を追加するものである。本日示している養護教諭及び栄養教諭の育成指標案は、教委事務局及び子ども青少年局が連携して設置した堺市教員育成協議会での意見等をふまえて作成した。主な内容としては、専門性として、それぞれ4つの観点を設定している。また、「チームの一員としてのマネジメント力」における「学級・学年経営」の観点を、養護教諭では「保健室経営」に、栄養教諭では「食育の推進」としている。さらに、充実・発展期における「指導養護教諭」「指導栄養教諭」の項目では、学校内外や地域で果たす役割を重視した内容を指標として設定している。議決をいただいた後は、速やかにホームページ等で公表するとともに、学校園へ通知する。また、指標を活用して、養護教諭及び栄養教諭の専門性を高める研修を実施することを考えている、と。

本件についての教育委員の意見・質問と人事課参事との応答は、順に次のようであった。

大島幸恵委員:「今回、養護教諭、栄養教諭独自の育成指標を新たに作成したのか」「これまで教員育成指標に養護教諭、栄養教諭も含んでいたが、それぞれの専門性に鑑み、今回、新たに独自の指標を設定することとした」。「養護教諭と栄養教諭は各学校にそれぞれ何人配置されているか」「養護教諭は各学校に1人ずつ、学校の規模によっては2人配置している学校もあり、全部で162人配置している。栄養教諭は、小学校40校、中学校3校、支援学校2校にそれぞれ1人ずつ配置しており、全部で45人配置している」「保健室登校や家庭等に課題があったり、支援や配慮の必要な子どもが増えており、養護教諭のニーズは高くなっていると思う。大学でも養護教諭養成コースができており、これから若い養護教諭の方が増えてくるのではないかと思う。養護教諭は職務上1人の子どもと個別に深くかかわることが多いため、コミュニケーション面等で高い資質が求められる。今回、養護教諭と栄養教諭に独自の指標を作成されたのは、教委事務局でこれらの職を専門性の高い特別な職と認識されているからだと思う。今後、これらの指標を活用して、経験に応じた教員育成やベテラン教員が若手教員を育てる仕組みづくりをお願いしたい」。

内藤早苗委員:養護教諭の職務である「配慮を要する子どもへの対応」には、虐待事案の対応も含まれているか。「虐待も含め、さまざまな面で配慮が必要な子どもに対応していくことになり、課題解決に向けてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関との連携等も行う」「そうであるなら、虐待されている子どもを見抜くという能力を高めるため、養護教諭を対象に子ども相談所のケースワーカーを講師とした研修を実施してはどうか」「教育センター、子ども青少年局と連携して研修を実施して」いく。

河盛幹雄委員:養護教諭も栄養教諭も多くの学校にそれぞれ1人しかいないため、周囲に相談しにくい状況にあるのではないかと思う。十分な研修を行うとともに、普段から困ったり悩んだりしたときにすぐ相談できる仕組みがあればと思う。「養護教諭と栄養教諭は国の基準に基づいて配置しており、1人配置という学校が多い……ため、研修等で横の連携を図って」行きたいと考えている。研修は、現在、教育センターで年3回実施しているが、頂いた意見もふまえて工夫しながら実施してゆく。また、相談できる仕組みとしては、教委事務局でそれぞれ専門の指導主事が相談に応じているところである。

当件は、異議なく、原案のとおり可決された。

(4) 第5回会議 堺市立第一幼稚園の

在園児数・就園児数の減少の見込みによる休園

19年第5回会議は4月15日に開催された。第5回教育委員会会議の「議会報告について」は、前記の第2回会議における「19年度教育委員会所管の教育費予算等の市長の意見聴取の報告」と概ね同じなので、繰り返さない。

(a) この第5回会議において「堺市立第一幼稚園の休園について」の報告があった。

当幼稚園は、平成30年度に入園する園児募集の結果を踏まえ、4歳児のクラス開設を行わなかった。「平成31年

度に入園する園児の募集についても、在園児数は年々減少傾向にあり、未就園児園庭開放の登録人数や周辺校区の未就園児数等も減少傾向であることなどから、募集を行わないことを決定していた。そのような経緯により当幼稚園は、19年度、園児が在籍しないため、4月1日付で休園とした、というものであった。この件についての教育委員の質問・意見は、なかった。

(b) 第5回会議では、「堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正」も議案とされた。同案について、北野雅史教職員企画課長は、「誰もがありのままに自分らしく暮らせるまちをめざす取組として、堺市パートナーシップ宣誓制度が平成31年4月1日から開始されたことを踏まえるとともに、市職員全体の均衡を図るため、婚姻関係と異なる程度の実質を備える社会生活を営む関係にある者に関する場合に忌

引き休暇及び結婚休暇を取得できるよう、休暇制度について見直しを行うこととし、所要の改正を行うもの」であり、「平成31年4月1日から施行する」と説明した。

鈴木真由子教育委員と北野雅史課長、中谷省三教育長との応答は、次のようであった。

鈴木:この規則で、忌引休暇をはじめとする特別休暇の対象となる『子』について、法律上認定されている子どもしか対象にならないのか。課長:もちろん養子縁組をした子どもの場合も対象となる。鈴木委員:では、パートナーシップ宣誓をした者の事実上の子どもは対象にならないのか。教育長:現行、パートナーシップ宣誓をした者の事実上の子どもについては認められないということになる。鈴木委員:そうであれば改めていく方向でぜひ検討していただきたい。孫についても同じことが言えるのではないかと思う。北野課長:引き続き検討させていただきたい。

この案について、ほかに意見・質問はなく、原案のとおり、市教委会議で承認された。

(5) 第6回会議 市立中学部活中事故の損害賠償、

令和2年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準

19年5月15日に開催された第6回教委会議の議案は4つのうち、子育て・教育に比較的に直接度の大きい、(a)「教育長の報告「平井中学校における野球部部活動中事故の損害賠償の合意について」、(b)「議案第15号令和2年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について」についてみる。

(a) 「平井中学校における野球部部活動中事故の損害賠償の合意について」

中谷省三教育長は、平成25年7月18日に平井中学校で発生した、野球部部活動中事故の損害賠償について、相手方から同意をいただき、平成31年4月10日に市長において専決処分を行い、示談が成立した。なお、平成31年4月26日の平成31年第2回市議会臨時会にて報告議案として上程し、承認されたと報告した(注3)。

(b) 令和2年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について

堺市の教科用図書採択の基本方針

後藤由枝学校指導課長は、この議案は、令和2年度の教科用図書(以下、本稿では法令名以外では「教科書」)採択に当たっての堺市教育委員会の基本方針及び採択基準を策定しようとするものであると述べ、堺市の採択の基本方針として、次の4点をあげた(注4)。

1点目、学習指導要領の趣旨に即し、各教科の目標を達成するとともに、本市の地域性や児童生徒の実態に応じた最も適切な教科書を採択する。

2点目、知識・技能を確実に習得させ、思考力、判断力、表現力等をはぐくむといった教科学力とともに、学びの基礎力や社会的実践力を含む総合的な学力を養うために最も効果的な教科書を採択する。

3点目、教科書の内容の調査研究にあたっては、人権の観点を尊重するとともに、より広い視野からの意見も踏まえて綿密に行い、公正かつ適正に教科書を採択する。

4点目、教科書採択を公正かつ適正に行うために、静ひつな採択環境を確保する。

また、採択基準は、大阪府教育委員会からの通知を踏まえて定めている。

後藤課長は、なお、中学校の道徳の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同法施行令第15条の規定により、平成31年度と同一の教科用図書を採択することとなっている、と付言した。

この案件は異議なく可決された。

第7回教委会定例会議は、6月18日開かれ、「市長からの意見聴取(堺市博物館条例の一部を改正する条例)について」の報告が承認され、「堺市博物館協議会委員の委嘱及び任命について」「堺市社会教育委員の委嘱につ

いて「堺市立図書館協議会委員の解嘱及び解任並びに委嘱及び任命について」の三つの報告が可決された(注5)。詳細は略す。

第8回教委会定例会は7月5日開かれ、「堺市博物館条例の一部を改正する条例」が議案第54号とされ、久保昌功総務部長が、「堺市博物館において、資料の展示を観覧しようとするものが、本市の歴史文化について、理解を深めることができる環境のより一層の整備を図るため、したもの」であると説明し、異議なしと認められた。

(6) 第9回会議 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書

第9回教育委員会定例会は8月9日、「報告第17号事務局職員の人事異動について」を承認し、「議案第19号」(標題は後記)、「議案第20号 堺市立学校において令和2年度に使用する教科用図書の採択について【一部非公開】」「議案第21号 市長からの意見聴取について【非公開】」「議案第22号 市長からの意見聴取について(令和元年度一般会計補正予算(第2号)【非公開】)」「議案第23号 堺市立図書館協議会委員の委嘱及び任命について【非公開】」の各議案を審議した。

うち、議案第19号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価報告書について、中山真裕美教育政策課長が説明した(注6)。報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき作成した。第1章は「点検・評価の目的や対象とする事務等」、第2章は「堺市教育委員会の組織と活動状況」、第3章は「第2期未来をつくる堺教育プラン」第4章はその「実施プログラム」について記載している。第5章は「点検・評価の具体的な内容」である。

第5章についての、概要を示した資料に沿って基本的方向性ごとに基本施策の評価の内容についての説明は、次のようであった。基本的方向性1「総合的な学力の育成」。基本施策(1)自ら学び社会で生かす『総合的な学力』の育成では、全国学力・学習状況調査の結果、小学校は全国平均を上回ったが、中学校では学力低位層の割合が全国に比べて高く、今後も各学校で、総合学力プロフィールに基づく検証改善サイクルに継続して取り組むとともに、家庭学習と関連づけた授業づくりに取り組んでいくことを記載している。続いて2つ目、「小中一貫教育による『つながる教育』の推進」では、全中学校区で義務教育9年間のめざす子ども像を共有し、発達段階に応じた資質・能力の設定を行うことで、小中一貫した教育を推進すること。続く(3)「発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の推進」では、小学校への接続をより円滑に進めるため、幼小の教職員の交流を充実させるとともに、スタートカリキュラムについての啓発を進めることを記載している。基本施策(4)「ゆめを実現する高等学校教育の推進」では、国の高等学校教育改革の方向性を踏まえ、大学や社会との接続を意識した学習指導を充実させ、生徒一人一人にきめ細かな進路指導を行うこと。続いて(5)「自立をはぐくむ特別支援教育の充実」では、教員の専門性や指導力向上のための教員研修を継続して実施すること。続いて(6)「堺の地域資源を活用した教育の推進」では、子供堺学推進校で、小中9年間の子ども堺学カリキュラムマップを作成・活用し、中学校区で連携した取り組みを推進すること等をまとめている。続いて、基本的方向性2「豊かな心と健やかな体の育成」について、主なものをご説明する。基本施策の(7)として、「豊かな人権感覚と道徳性の育成」では、道徳科の全面実施にあたって、授業改善や評価についての理解を深めるため、道徳教育推進教師等を対象とした研修の充実を図ること。続く「秩序と活気のある学びの場づくり」では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を拡充するとともに、改定いたしました「いじめ対応チェックシート」を活用するなど、いじめ事案に対する組織的な早期対応を図ること。9番目の「体力の向上と健康的な生活習慣の確立」では、部活動指導員をモデル配置した学校で、教員が生徒と向き合う時間が増えるとともに、生徒がより専門的な指導が受けられるようになっており、今後も部活動指導員を拡充して配置し、教員の負担軽減や部活動の充実を図ること、などを中心にまとめている。続く基本的方向性3「学校力・教師力の向上」について申し上げる。基本施策(10)「学校マネジメント力の向上」では、教職員の働き方改革の取り組みにより、教職員の勤務時間外滞在時間は縮減傾向にあり、今度も引き続き長時間勤務の是正に向けて取り組むこと。(11)「信頼される教員の育成」では、今後、まずは中学校5教科において、ICTの活用及び新学習指導要領の趣旨を盛り込んだ「教科版授業スタンダード」を作成し、中学校の授業改善に取り組んでいくことを記載している。基本的方向性4「家庭・地域とともに教育を推進」についてでございますが、基本施策(12)『「ひろがる教育」の推進と学びの支援』において、今年度から、区教育連携担当職員をモデル的に配置し、区役所と連携した学校運営の支援体制を強化すること、放課後等の健全育成事業においては、のびのびルームの待機児童0人を実現しており、今後も利用児童数の増加に対応するため、将来予測を踏まえ、必要な活動場所を確保すること、などを中心に記載している。基本的方向性5「よりよい教育環境の充実」につきましては、「安全・安心で良好な教育環境の整備」において、中学校給食の予約システムにおいて、自動で継続して予約が行える機能を追加するなど、利便性の向上のための改善策を講じており、今後も引き続き保護者・生徒への周知を図り、利用率の向上を目指すこと、また、学校教育ICT化推進事業においては、パイ

ロット校以外の中学校40校へ指導用タブレット端末及び大型デジタルテレビの整備を完了しており、全中学校でICTを活用したわかりやすい授業実践に取り組んでいくこと、などを中心にまとめている。最後、成果指標一覧には、各実施プログラム事業の平成30年度の目標値と実績値を併記し、目標に対する達成状況を示している。なお、第6章に、大阪教育大学副学長、森田英嗣氏と、滋賀大学大学院教授、大野裕己氏からの点検・評価につき、講評を記載している。今回の講評を頂戴した中で、両名からいただいたご意見を参考に、次年度以降の点検・評価に反映していく。最後、第7章に総括を掲載している。なお、本報告書につきましては、本日議決をいただいた後、市議会へ提出するとともに、市政情報センター等への配架や、市ホームページ等により公表する予定である、と。

この件は、教育委員の意見・質問はなく、異議なく可決された。

(7) 第9回会議 第3議案

「第20号 堺市立学校において令和2年度に使用する教科書の採択について」

市教委は、続いて、標記の第3議案を議題とした(注7)。

教育長は、同伴については、堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会から、提供された意見書・調査報告書、また高等学校(以下、法規名等・特別の場合を除き「高校」)長から高等学校教科用図書選定理由書、高等学校教科用図書選定一覧表を提供されており、それらを踏まえて審議する、議事の進め方は、校種ごとに原案を作成し、採決したい、と述べた。

松下廣伸学校教育部長は、上記の議案第20号について、堺市教育委員会が行うこととなっており、令和元年5月15日の教育委員会定例会で可決した採択基本方針に基づき、堺市の児童生徒にとって、最もふさわしい教科書を採択するため、上程するものである、ことを説明に付け加えた。

以上について、教育委員の意見質問はなく、議案書に記載の「令和元年度使用中学校教科用図書一覧表」の教科書を原案とすることに異議はなく、令和2年度に堺市立小学校で使用される教科用図書と、中学校で使用される「特別の教科道徳」以外の教科用図書の審議が行われた。

教育長の求めに応じて、松下廣伸選教科用図書選定委員長は、次のように報告した。

教科書採択については、「専門的な研究」「適正・公正な採択の推進」「開かれた採択の推進」に努めるとともに、児童生徒にとって、最も適切な教科書を採択することが重要である。令和元年度採択基本方針の1点目に示している「学習指導要領の趣旨に即し、各教科の目標を達成するとともに、本市の地域性や児童生徒の実態に応じた最も適切な教科書を採択すること、2点目の「知識・技能を確実に習得させ、思考力、判断力、表現力等を育む」といった教科書学力とともに、学びの基礎力や社会的実践力を含む総合的な学力を養うために、最も効果的な教科書を採択すること、3点目の「教科書の内容の調査研究にあたっては、人権の観点を尊重するとともに、より広い視野からの意見も踏まえて綿密に行い、公正かつ適正に教科書を採択すること、4点目の「教科書採択を公正かつ適正に行うために、静ひつな採択環境を確保すること、以上4点に基づき、各教科の目標を達成するための各者の工夫等について、調査研究に取り組んできた。調査研究の過程については、本市児童の保護者、学校の校長や教員等で構成している、選定委員の第1回委員会を5月21日に、続いて5月29日には、92名の学校教員や指導主事からなる調査員全体会を開催し、以後、調査員による調査研究を行ってきた。

選定委員会では、調査員による調査研究に基づき、市民及び学校・教員の意見反映にも努め、7月4日に第2回選定委員会、7月8日に第3回選定委員会を開催し、協議した。選定委員会での議論を含め作成した調査報告書、及び選定委員会の意見書を教育委員に報告した。また、学校を会場とした教科書展示会並びに教科書センターでの教科書展示会場で、市民などから提出された意見書は、全部で191件であった。内容については、社会・道徳に関するものが多く、それら以外では、国語・算数・音楽・英語などについての意見が出されている。これらの意見については、選定委員や調査員において、調査研究や研究協議の参考としている。本日は、調査報告書に基づき、種目ごとに選定副委員長から報告する。調査報告等については、発行者番号順とする、と。

中谷省三教育長は、この説明について、意見・質問なしと認めた。

(a) 小学校教科書の審議

そののち、使用する教科書について、小学校国語から始めて、各出版社の教科書の特長について後藤由枝選定委員会副委員長の説明を受けて教育委員会は審議した。

審議が尽きた後、中谷省三教育長は、出た意見を踏まえて、小学校の国語については光村図書の教科書を採択することを原案とすることに異議の無いことを確認の上、原案とした。

委員会は、教育長主催の下で、書写その他の教科についても、後藤由枝選定副委員長の説明に基づいて、同

様の仕方で審議し、各科目の教科書の原案を定めた。

要するに、教育長は、教育委員会の審議及び選定委員会からの補足説明、並びに堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会からの意見書・報告書を踏まえて、令和2年度に堺市立小学校で使用する教科用図書の採択は、国語は光村図書、書写は東京書籍、社会は日本文教出版、地図は帝国書院、算数は日本文教出版、理科は啓林館、生活は教育出版、音楽は教育芸術社、図画工作は日本文教出版、家庭は東京書籍、保健は大日本図書、英語は教育出版、道徳は光村図書採択することに異議がないことを確認の上、原案とした(注8)。

(b) 中学校の「特別の教科道徳」以外の教科書について、審議

教育委員会は、続いて、中学校の「特別の教科道徳」以外の教科書について審議した。

後藤由枝選定副委員長は、教育長の求めに応じて、次のように説明した。

令和2年度使用教科用図書は、採択替えのための新たな図書の検定申請が、文部科学省になされなかったため、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成27年度の調査研究の内容等を活用して、採択することとしている。したがって、平成27年度に採択した際の調査報告書及び現在使用している教科書の使用実績を踏まえた特長について説明する。なお、各種目の特長については、教科担当指導主事が現場の教員の意見を聴取するなどして、取りまとめたものである。

国語で使用している光村図書では、「書くこと」の力をつけるための教材が豊富で、「書く力」をつけるプロセスが丁寧で工夫されている。また、読書活動につながる内容が充実している。書写で使用している光村図書では、資料編「情報を集めて、整理する」、「情報を発信する」というトピックスを掲載するなど、書写で学んだ知識や技能を生かして、情報をうまく扱ったり、相手意識・目的意識を持って、情報を効果的に伝えることができるよう、配慮されている。社会・地理的分野で使用している帝国書院では、見開きごとに「説明しよう」で、学習した内容を文章で表現させる活動ができるようになっている。また、さまざまな資料を適切に選択・活用して、地理的事象を多面的・多角的に考察し、適切に表現する力を育む内容となっている。社会・歴史的分野で使用している東京書籍では、各学習時間の初めに学習課題が、終わりには言語活動につながるまとめが示されている。また、見開き左ページの下部に、小さな年表が示されており、現在学習している時代が視覚的にも分かるよう、工夫されている。社会・公民的分野で使用している教育出版では、見開きごとの「ふりかえる」のステップ1や章末の問題が設定されており、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得できるよう、工夫されている。地図で使用している帝国書院では、地形の特長を把握しやすくするために、鳥瞰図が随所に掲載されており、また、生徒の関心・意欲を高めながら地図や資料図、統計図等の活用の仕方が身につくよう、工夫されている。数学で使用している啓林館では、自分の考えを伝えたり、説明したりできる力をつけていくことに対応して、そのためのきめ細かな工夫がある。理科で使用している東京書籍では、「課題把握」「予測・推論」「観察・実験」「結果」「考察」「まとめ」からなる探究的な学習活動の流れが分かりやすく示されており、また、生徒同士の交流の様子が例示されるため、言語活動の充実を図る一助となっている。音楽・一般で使用している教育芸術社では、学習内容と学習活動のポイントを一緒に掲載するなど、生徒が見通しを持って学習できるよう、工夫している。音楽・器楽合奏で使用している教育出版では、楽譜の横にアルトリコーダー運指が記載され、ギターや和楽器では、楽器を構えている写真が大きく掲載されるなど、生徒が基礎的事項を確かめ、主体的に取り組むことができるよう、工夫されている。美術で使用している日本文教出版では、生徒に身につけさせたい資質や能力の4観点について、「学びのねらい」として具体的に示されており、何を学ぶのが明確になっている。保健体育で使用している東京書籍では、見開きのページに生徒の関心を引くような資料が豊富に掲載されており、より理解を深められるような工夫がされている。また、それぞれの単元で、「考えてみよう」などの授業の振り返りに活用できるものが多く、子ども同士の交流や発表など、言語活動の充実を図る工夫がされている。技術・家庭、技術分野で使用している東京書籍では、情報モラルとして、スマートフォンについて、8つの事例と解説が掲載されている。また、余白部分に「ひとくちQ&A」が掲載されており、解答を次ページに掲載するなど、工夫されている。技術・家庭、家庭分野で使用している東京書籍では、「考えてみよう」「調べてみよう」「話し合ってみよう」「やってみよう」などの活動例を示し、主体的な学びにつながる内容となっている。また、さまざまな野菜の実物大写真が掲載されており、視覚的理解につながるよう、工夫されている。英語で使用している開隆堂では、「candoList」があり、3年間で身につけさせたい力が、生徒にも見やすく示されている。また、「レッツスタート」では、英語を聞いてイラストを探す活動、インタビュー、音から文字へつなぐ活動など、生徒の興味・関心を高める工夫がされている。以上のような説明であった(注9)。

中谷省三教育長は、中学校の「特別の教科道徳」以外の教科書については、平成27年度に調査・研究を行い、教育委員会定例会においても議論をしている。また、現行の教科書については、現場の教員からの意見も聴取しな

がら、各種目の特長について、説明をいただいたと述べ、委員の意見のないことを確かめて、令和2年度に堺市立中学校で使用する「特別の教科道徳」以外を選び、原案としたいとし、異議のないことを確かめてそれを原案とした。

原案の中学校教科書について、選ばれた原案の採択教科書は次のようになった(注10)。国語:光村図書 書写:光村図書 社会・地理的分野:帝国書院 社会・歴史的分野:東京書籍 社会・公民的分野:教育出版 地図:帝国書院 数学:啓林館 理科:東京書籍 音楽・一般:教育芸術社 音楽・器楽合奏:教育出版 美術:日本文教出版 保健体育:東京書籍 技術家庭・技術分野:東京書籍 技術家庭・家庭分野:東京書籍 英語:開隆堂

(c) 堺市立堺高校で使用する教科書

教育委員会は、続いて、堺市立堺高校で使用する教科書について審議した。

松下廣伸学校教育部長は、教育長の求めに応じて説明し、令和2年度に堺高校で使用する教科書について、堺市立高等学校則第7条の2に基づき、使用する教科書を、高校長が選定することとなっており、高校では教科書選定調査会を設置し、調査研究を行い、選定について進めてきた。堺市立堺高校長及び准校長から、選定調査会における調査研究及び選定についての経過報告を受けている。詳細については、担当課長より説明するという旨を述べた。

後藤由枝学校指導課長は、高校については、6月初旬に調査員及び保護者を含めた選定調査会の構成員を決定している。全日制の課程は6月19日に、定時制の課程は6月24日に、選定調査会を実施した。選定調査会では、校長から選定方針について確認を行った後、各教科科目の調査員から調査結果を説明し、協議を行った。また、選定調査会では、堺市指導主事を同席させ、指導助言を行った。新規で使用する教科書として、全日制の課程は、1科目2冊、定時制の課程は、該当なしとなっている。また、継続して使用する教科書は、全日制の課程86冊、定時制の課程42冊となり、新規・継続を合わせて130冊である、という旨を述べた。

教育委員会の審議の後、教育長は、堺高校で使用する全ての教科書の選定については、書面で報告を受けていると付言し、上記の説明及び委員会の審議、並びに選定理由書等を踏まえて、堺市立堺高校全日制の課程、定時制の課程で、教科書として使用するものとして、令和元年度使用教科書選定一覧表に記載のものを、原案とすることに異議の無いことを確かめ、採決をした。採決の結果、この一覧表は原案とされた(注11)。

中谷省三教育長は、以上をまとめて、小学校、中学校及び高校で使用する教科書については、それぞれ原案のとおり採択することに委員に異議がないと認め、「本件は、それぞれ原案のとおり可決」された、と述べた。

(d) 堺市立支援学校及び堺市立小中学校の支援学級で使用する教科書の審議

中谷教育長は、以上で、小学校、中学校、高校の教科書の審議を終了し、令和2年度に堺市立支援学校及び堺市立小中学校の支援学級で使用する教科書の審議に移る、先に諮ったとおり爾後秘密会となると述べて、関係者以外の退席を求めた。

松下廣伸選定委員長は、教育長の求めに応じて、令和2年度に堺市立支援学校及び堺市立小中学校の支援学級で使用する教科用図書について、「支援学校及び支援学級において検定教科書以外で使用する教科用図書採択は、各学校から使用予定として提出があった図書に対して、調査員による調査研究を行い、選定委員会で議論した。調査結果等について、川島強選定委員から報告する」旨を説明した。

川島選定委員は、「すべての教科用図書を調査・研究した結果、これらの教科用図書が適切である」と報告した。

中谷教育長は、「選定委員会からの報告及び説明を踏まえて、堺市立支援学校及び堺市立小中学校の支援学級で使用する教科用図書について、議案書に記載の令和2年度使用支援学校及び支援学級用教科用図書一覧の図書を原案とすること」に異議はないかと諮って「異議なしと認め」、採決した。さらに、「支援学校及び小中学校の支援学級で使用する教科用図書について、原案のとおり採択する」ことに異議がないことを確認し、「よって本件は原案のとおり可決され」た、と述べた(注12)。

教育委員会の審議を経て、教育長は、選定委員会からの報告及び説明を踏まえて、「堺市立支援学校及び堺市立小中学校の支援学級で使用する教科用図書について、議案書に記載の令和2年度使用支援学校及び支援学級用教科用図書一覧の図書を原案とすること」に異議がないと認め、採決し、この件は原案の通り可決された。

以上で、堺市立学校において令和2年度に使用する教科用図書についての審議は終了した(注13)。

(7) 第9回会議 市長からの意見聴取・

令和元年度一般会計補正予算(第2号)について

続いて、委員会は、 日程第4から5を秘密会として審議した。

委員会は、教育長の、議案第21号と議案第22号の2件を一括して審議する提案を承認した(注14)。

教育長の求めに応じて、安野勝教委総務課長は、議案第21号並びに第22号は、令和元年第5回市議会(定例会)に提出する議案に関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたものである旨を述べ、議案第21号について、以下の説明をした。

同件は、令和元年度一般会計補正予算案のうち、教育費など教育委員会に関連するものである。教育委員会が所管する現計予算に係る補正額は、歳入予算が1億3,242万7千円の増額、歳出予算が6億8,515万7千円の増額となっている。歳入予算から説明する。国庫支出金は、債務負担行為予算の令和元年度予算での現計予算化に伴い、充当が見込まれる国庫補助金1億3,242万7千円を増額するものである。歳出予算を説明する。今回の補正予算は、平成31年第1回市議会で議決された小学校の校舎改築工事に係る事業の債務負担行為について現計予算化を行うものである。また、これに伴い一部の歳出予算を減額補正するものである。次に、債務負担行為補正について説明する。債債務負担行為とは、翌年度以降の事業実施に際し、本年度中に準備行為を行う必要がある場合などにおいて予算化を行うものであり、今回は4事業6件を計上する予定となっている。まず、義務教育施設整備事業で1,300万円である。浜寺小学校校舎増改築に係る設計委託料は、令和元年度当初予算において3,500万円の債務負担行為予算を計上しているが、発注内容の追加があったことに伴い、債務負担行為額を1,300万円増額補正し4,800万円とするものである。次に、放課後子ども支援事業で、70億2,900万円である。これは、放課後児童対策事業(のびのびルーム)の63億1,900万円と、放課後子ども総合プラン事業(堺っ子くらぶ)の5億8,400万円、放課後ルーム事業1億2,600万円を合わせた金額である。現在、のびのびルーム及び堺っ子くらぶ事業については3年間の長期契約を行っており、また放課後ルーム事業については単年度契約をしている。3事業において令和2年3月末日で契約が満了する学校について、来年度以降も引き続き業務を実施するにあたり、準備行為として本年度中に業者選定のためのプロポーザルを行うものである。次に、英語教育推進事業で、1億7,000万円である。小中学校におけるネイティブスピーカー人材派遣業務委託につきまして、例年2学期からの配置だったものを1学期からの通年配置とするにあたり、受託業者において人材確保に時間を要することから、準備行為として本年度中に業者選定のためのプロポーザルを行うものである。次に、小学校給食運営事業で、7億1,700万円である。現在、小学校の給食調理業務は3年間の長期契約を行っているが、令和2年3月末日で契約が満了する学校が33校ある。来年度以降も引き続き業務を実施するにあたり、準備行為として本年度中に業者選定のための入札を行うものである。

久保昌功総務部長は、引き続き、「議案第22号市長からの意見聴取(堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例の一部を改正する条例)について」説明した。当条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)の一部改正により、幼児教育保育無償化に係る規定が追加されたことに伴い、市立幼稚園の保育料の徴収及び減免に係る規定を削除するものである。参考までに、条例により規則委任となっている市立幼稚園の保育料を無償化する規定は、すでに改正済みであり、同様に10月1日施行となっている。なお、当条例は令和元年10月1日から施行するものである、と。

教育長は、当件についてそれぞれ原案のとおり可決することに異議なしと認めて、採決をとり、当件は可決された(注15)。

(8) 第9回会議 「堺市立図書館協議会委員の委嘱及び任命について」

会議は、続いて、標記の議題を審議した(注16)。中谷教育長の提案理由の説明の求めに応じて、赤嶺昭春中央図書館総務課長は、図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行うサービスにつき、館長に対して意見を述べる機関として、図書館法などによって設置されている。その委員構成は、堺市立図書館条例第3条第2項で、学校教育及び社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱及び任命することとなっている。今期の委員について、令和元年8月31日をもって任期満了となるため、次期委員の委嘱及び任命について審議頂くものである。候補者9名のうち、再任9名となっている。いずれの候補者も図書館行政の推進にあたり、広く意見を聴取するに適任であると考えている。任期については、堺市立図書館条例第3条第4項において2年と規定されているので、委嘱及び任命の期間は令和元年9月1日から令和3年8月31日までとなっている、と説明した。

教育長は、当件については原案のとおり可決することに異議のないことを確認したうえで、採決し、当件は可決された。

以上で、令和元年第9回教育委員会は閉会された(注17)。

(注1)堺市教委・会議議事録は<https://ww.city.sakai.lg.jp/kosodate/kyoiku/torikumi/gyosei/shikyoigijiroku/index.html> 19年10月15日閲覧。このURLに第1-9回の各回教育委員会議の議事録がある。第8回会議迄の資料源はこれによる。

(注2)http://ww.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/zenkoku/1411767.htm。

(注3)堺市教委・第6回会議議事録1-2頁。資料源は19年10月15日閲覧の下記URL。 <https://ww.city.sakai.lg.jp/kosodate/kyoiku/torikumi/gyosei/shikyoigijiroku/h31/6kaigijirokutokekka.files/gijiroku20190515.pdf>

(注4)堺市教委・第6回議会議事録3-4頁。同・前注URL。

(注5)堺市教委・第7回会議議事録。1-4頁。資料源は19年10月15日閲覧の下記URL、 <https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/kyoiku/torikumi/gyosei/shikyoigijiroku/h31/7kaigijirokutokekakoushin.files/gijiroku20190618.pdf>。

(注6)堺市教委・第8回会議議事録1-2頁。

(注7)堺市教委・第9回会議議事録1頁から。資料源は19年10月15日閲覧の次記URL: <https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/kyoiku/torikumi/gyosei/shikyoigijiroku/h31/9kaigiroku.files/9kaigijiroku.pdf>。

(注8)第9回市教委会議議事録29頁。以下同回議事録出所は頁のみ記す。

(注9)29-31頁。(注10)同31頁。(注11)32頁。(注12)33頁。(注13)33頁。(注14)33頁。(注15)34頁。(注16)35頁。

—2019年10月17日—